

## 藤原副市長が別居を含む家族と会食を行ったことに関し、 市長及び藤原副市長の給料を減額します

本市の藤原副市長が、岩手県独自の緊急事態宣言発令と、これに伴う職員に対する会食等に係る市の指示に反し、市内飲食店において別居を含む家族13人で会食を行うという市民の信頼を損ねる行為を行ったことから、当事者及び指揮監督を掌る者としての責任を明確にするため、市長及び藤原副市長の給料の減額支給について定める条例を制定することとし、令和3年8月23日に開会された市議会臨時会に議案として提案し、可決されました。

これにより、市長及び藤原副市長の給料を次のとおり減額支給することとします。

### ◆対象者

市長及び藤原副市長

### ◆給料の減額支給の内容

市長及び藤原副市長の令和3年9月1日から令和3年10月31日までの給料について、それぞれ既定の給料月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減額して支給するものです。

#### ○市長給料

減額前給料826,000円から82,600円を減額（2か月間）

#### ○藤原副市長給料

減額前給料677,000円から67,700円を減額（2か月間）